

税の申告準備はお早めに

市役所、各行政サービスセンターでは申告書を配布していません(国税庁ホームページからダウンロード可)。e-Tax(電子申告)をご利用ください。

☎ 確定申告…柏税務署 ☎04-7146-2321、市・県民税の申告…課税課・内線401

確定申告は便利なe-Taxで！

インターネットで電子申告ができます。マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方も、ID・パスワード方式で利用できます。ID・パスワードは、税務署で運転免許証などで本人確認を行い、発行します。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、パソコン・スマートフォンで所得税の確定申告書を作成できます。詳しくは税務署にお問い合わせください。



▲国税庁HP

税理士による無料申告相談会 (確定申告書の作成・提出ができます)

日にち	受付	場所	定員
2月1日(木)	9時～15時30分※整理券配布は8時30分～(待機者多数の場合は)	アビスタ	各日先着 160人
2月13日(火)	早める場合あり)	湖北地区公民館	

※周辺施設の駐車場は利用不可

☑ 小規模納税者の所得税・復興特別所得税や個人消費税、年金受給者や給与所得者の所得税・復興特別所得税の申告書作成

※作成済みの確定申告書の預かりはできません。柏税務署に郵送・持参してください。※贈与税、住宅借入金等特別控除、譲渡所得(土地・建物・株式など)の相談はできません。

※医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書が必要です。

☎ 柏税務署 ☎04-7146-2321

申告に必要なもの(令和5年中のもの)

収入金額が分かるもの	①源泉徴収票(給与・公的年金等)②支払調書③収支内訳書・青色申告決算書
控除金額が分かるもの	④控除証明書(国民年金保険料・生命保険料・地震保険料)⑤医療費控除の明細書⑥セルフメディケーション税制の明細書⑦納付済確認書(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)⑧障害者手帳の写し・障害者控除対象者認定書⑨寄付金の領収書
その他	⑩筆記用具・電卓⑪マイナンバーカード・マイナンバーを証する書類(通知カードなど)・本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)⑫扶養親族のマイナンバーが分かるもの⑬本人名義の口座が分かるもの

※年末調整に適用した控除書類は不要です。

※国外居住親族の扶養控除などを受ける方は、親族関係書類、送金関係書類などが必要です。書類が日本語以外で作成されている場合は翻訳文も必要です。

※申告内容に応じて必要書類が異なります。

※①②④⑨は原本が必要です。

※⑤⑥は領収書での申告はできません。事前に令和5年分の合計金額の集計や明細書の記入をしてください(医療費の補填金を含む)。領収書は自宅で5年間保管してください。

※⑤は医療保険者から交付された医療費通知(必要事項の記載があるもの)を添付すると、明細書の記入を省略できます。

※⑥の適用を受ける場合、⑤の適用は受けられません。また、一定の取り組みを行ったことを証する書類は自宅で5年間保管してください。

※⑦は1月中旬に郵送します。公的年金から引き落とされている社会保険料は、公的年金等の源泉徴収票に記載されています。

※申告書にはマイナンバーの記載が必要です。提出時に申告者本人の⑩の提示または写しの添付が必要です。郵送で提出する場合や課税課・市の申告会場に提出する場合は写しを添付してください(マイナンバーカードは両面)。

※⑩で公的医療保険の被保険者証の写しを添付する場合、保険者番号および被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗りつぶしてください。

※⑬は確定申告で還付を受ける場合のみ必要です。

柏税務署 申告書作成会場を開設 (所得税・復興特別所得税、贈与税、個人消費税)

☎ 2月16日(金)～3月15日(金)の月～金曜日(祝日を除く)、2月25日(日)8時30分～16時(提出8時30分～、相談9時～)

※入場整理券は当日配布、または事前に国税庁LINE公式アカウント(ID「@kokuzei」)で配布

☎・☎ 柏税務署 ☎04-7146-2321※駐車場は、確定申告書の作成会場設営のため、4月中旬まで利用不可(体の不自由な方は専用駐車場を利用可)

市の申告会場

確定申告の相談は、公的年金収入がある方と障害者控除(本人)を含む方のみ受け付けます。

日にち	受付	場所	定員
2月16日(金)	9時～11時30分、13時～15時 ※整理券配布8時30分～	湖北地区公民館	各日先着 120人
2月19日(月)		布佐南近隣センター ※車での来場不可	
2月20日(火)～22日(木)・26日(月)～28日(水)		アビイホール(アビイクオーレ3階<イトーヨーカドー我孫子南口店>) ※有料駐車場あり	
2月29日(木)		天王台北近隣センター ※車での来場不可	
3月1日(金)		湖北地区公民館	

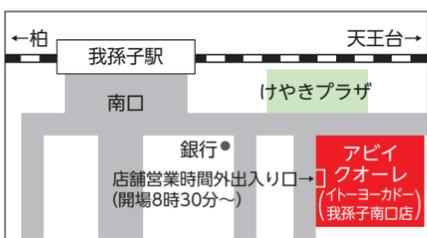
☎ 市・県民税の申告受け付け、作成済みの確定申告書の預かり(柏税務署へ引き渡し)、確定申告書の簡単な作成相談

※会場への問い合わせはご遠慮ください。

※整理券取得後、指定の時間帯に再度ご来場ください。

※作成済みの確定申告書は、2月16日(金)～3月15日(金)に課税課で提出可能です。

※次の内容は柏税務署にお問い合わせください。①事業所得(営業等・農業)、不動産所得②譲渡所得(土地・建物・株式・ゴルフ会員権など)③上場株式等の配当所得④退職所得⑤FX取引、先物取引、上場株式等の配当と譲渡損失の損益通算など、申告分離課税の申告⑥住宅借入金等特別控除、雑損控除、政党等寄附金等(公益社団法人等・認定NPO法人等)特別控除、外国税額控除、給与所得者の特定支出控除⑦青色申告、訂正申告、過年分の申告、平均課税の申告⑧国外居住親族の扶養、非居住者や死亡者の申告⑨相続税、贈与税、消費税の申告⑩その他、特殊な内容を含む申告



年金受給者の確定申告

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です(所得税の還付申告は可)。外国から支払われる公的年金のように源泉徴収対象外の公的年金等がある場合、確定申告不要制度は適用されないため、申告が必要です。

所得税の確定申告が不要な場合でも、市・県民税で医療費や生命保険料などの各種控除を受けるには、市・県民税の申告が必要です。

市・県民税の申告～郵送での提出にご協力ください～

令和5年度に市・県民税申告書を提出した方のうち、令和6年度も提出が必要と思われる方へ1月23日(火)に申告書を発送予定です。

申告方法 1月23日(火)～3月15日(金)(必着)に必要な書類を課税課(〒270-1192市役所課税課<本庁舎1階、住所省略可>)に郵送・持参または市の申告会場に持参

※令和5年中に収入がなかった方などは申告の義務はありませんが、物価高騰に対する給付金・減税などの支援を受ける際、非課税証明書の発行、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料などの算定時に収入の有無について申告が必要となる場合があります。

※給与所得のみの方で、給与支払者が市に給与支払報告書を提出していない場合は申告が必要です。

※公的年金等に係る所得のみの方で、源泉徴収票に記載されている控除の他に受ける控除がない場合は申告不要です。

※確定申告をする場合は申告不要です。

※同封の返信用封筒に添付書類などが入りきらない場合は、封筒・切手を用意の上、課税課に郵送または課税課窓口・市の申告会場に持参してください。

※収入がなかった旨の申告をする場合は、控除金額の記入および控除書類の添付は不要です。